○議長(明和善一郎君) ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 竹島貴行君。

○7番(竹島貴行君) 7番竹島貴行です。

先ほど3.11の大震災の話が出ました。あの震災が発生してから6年が経過いたしましたが、まだ復興道半ばという、そういう現実を見ると、被災された方々も取り返しのつかないこの時間、この6年というものはどんどん、どんどん地域を壊していっているという現実を見ると、非常に心が痛みます。一日も早い被災された方々の復興につながっていけばいいかなというふうに願うものであります。

また、先ほど森議員の質問におきまして、私も一応地元の要望者として重きをなして おりますので、1点ふれさせていただきます。

議論を聞いておりまして、県に一応要望しているという、そういうことと、当局からは、いや水源をどういうふうに確保するんだと。地域の同意を得なければだめだという、そういう話がある中で、この問題は水源の確保、それと水量の確保、どういうふうに確保していくかだというふうに当事者としては思っているところであります。

そういうことを考えると、地域の皆さんも一応同意をいただける、そういう形に持っていくには、どこから水を持ってきて、どの場所にその水源を一応設けるかということを考えますと、これは県だけの問題ではなく、村と県、両者が力を合わせて取り組んでいかなければならない問題ではないかなというふうに思った次第であります。

それでは、ただいまから、私の通告している3点について一般質問をさせていただきます。

まず、今後の財政運営についての質問です。

去る2月17日の新聞に、20億を超える舟橋村新年度予算案が発表されました。その記事では、村長談話として、新年度予算は村の地方創生プロジェクトを具現化する予算である。村内企業の業績低迷で税収減が見込まれる中、財政調整基金などを活用。村民のニーズに即応する行政サービスを確保するため、最小の経費で最大の効果が生まれるようにしたと書かれていました。

2019年度までの5カ年総合戦略の推進のためハード・ソフト両面で支出が続き、 収入に対する借金の返済額の割合を示す実質公債費比率は、20年度にピークの15% に達するが、以降は下がる見込みで、健全財政のために実質公債費比率は15%以内を 基準にしており、将来に対する見通しが立っているので問題はないと当局の見解として 報道されておりました。

さきに申しましたが、実質公債費比率は財政負担の度合いを判断する指標の一つで、 借金の元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合ですが、財政健全 化を判断する指標のうちの一つです。議会には、村の財政運営が健全に維持される監視 責任があり、状況を見極めていく責務があります。

そこで、今後の財政運営上、実質公債費比率をどのように対処していくか、確認の意味も込め、村長の所見をお尋ねしたいと思います。

次に、子育て共助のまちづくりの一環となる病児・病後児保育サービスについての質問です。

過日の新聞に、中新川郡の自治体紹介欄で舟橋村コーナーがあり、舟橋村では、舟橋村でならもう一人子どもを産みたいと思える子育で共助のまちづくりに向けて事業を展開していく。民営化した保育園は、京坪川河川公園隣地に移転新築し、来年4月に認定こども園に移行する予定になっている。今後、病児・病後児保育の実施、子育で支援賃貸住宅の建設も含め、同公園周辺のモデルエリアが2年後には整う計画です。また、特色ある教育施策に取り組み、一部割愛しますが、今後とも子育で環境の充実化を図りながら魅力あふれる舟橋村を目指すと掲載されていました。

隣の富山市では、本年4月から、働く女性の子育てを支援する病児保育施設を市内に開設し、保育園で体調を崩した園児を市職員、これは保育士と看護士だそうですが、が迎えに行き、かかりつけ医に受診させるサービスを提供する。子どもが風邪を引くたびに母親が気兼ねをしながら職場を後にしなくてもよくなるサービスだと新聞発表され、注目を集めております。

村の病児・病後児保育の実施は、委託先の民間企業が主体的に行うサービスですが、 舟橋村での病児・病後児保育サービスは、富山市のサービスと当然比較され、評価を受 けることになります。

村の子育で共助のまちづくりを実現するためには、世間に病児・病後児保育を実施することを村では訴えており、サービスを充実させることは村の責務と考えます。村長がトップリーダーとしてリーダーシップを発揮され、舟橋村では、そして舟橋村でならもう一人子どもを産みたいと思える子育で共助のまちづくり実現に向けて、成果を生み出さなければならないと考えています。

議会でもこの事業への大きな投資を承認してきており、投資が将来村にとって必要であったという成果に結びつけるために、ともに失敗は許されないのです。二元代表制という車の両輪として、ともに責任を果たしていかなければならないと私は考えておりますが、この病児・病後児保育の実施は、富山市のサービスと同等のものが提供されると期待してよろしいかどうか、村長の見解をお尋ねするものであります。

続きまして、高齢者の交通事故防止対応について質問をします。

4月6日から春の交通安全運動が始まります。高齢者の交通事故問題は、最近マスコミではあまり報道されていないように感じますが、昨日、改正道路交通法が施行され、主な改正点は2つあります。そのうちの一つが高齢運転者対策の推進です。

議会では、12月定例会で高齢運転者による交通死亡事故の抑止に関する決議を採択しました。富山県の交通事故発生件数は、平成7年の9,062件がピークでした。その後、交通安全活動が功を奏し、交通事故白書によると、平成27年で3,945件にまで減少しました。逆に、免許保有人口は年々増加し、平成27年の免許人口は、県人口の約7割の74万9,082人と報告されていますが、そのうち25.6%の19万1,723人が高齢者です。また、高齢免許保有者のうちの29.3%が75歳以上です。そして、75歳以上の運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数において、富山県が全国で4番目に多かったという結果が公表されています。当然のことながら、今後の高齢化進展を考えると、高齢者免許人口はさらに増え、あわせて高齢者が絡む交通人身事故が増えると予想されます。その中で、舟橋村も例外ではないと考えます。

ここで、ついでに上市署管内の人身交通事故について紹介しますと、平成27年で104件、そのうち28件が高齢者です。また、平成28年には123件発生しており、そのうち36件が高齢者でした。実に4分の1が高齢者の絡む事故です。しかし、現実的に高齢の免許保有者は、車がないと生活に支障を来すと考えており、車は日常生活に欠かせないということで運転を続ける人が多いと言われています。

このような状況を鑑み、今の時代は高齢者の方々の生活の足を確保するための多様な対策が必要となってきていると考えます。現在、村では、高齢者の免許返納に対し月額 4,000円の交通費補助をしていますが、その施策がどのような効果を上げているのかを検証し、多角的な視点で高齢者の免許返納につながるような施策の準備に入っていくべきと考えます。

最近、県では、公共交通利用者のニーズを踏まえ、15市町村の取り組みを後押し、

2025年までに地域交通計画策定を求め、車両購入やシステム開発にかかわる費用の補助率拡充のほか、5年間の運行経費支援制度を新たに設けると表明しました。

村長がよく口にされる、舟橋村に住んでよかったと言われる村づくりを実現するためにも、村の実態に合った適切な高齢者の交通事故防止対策を実現していくべきだと考えますが、所見をお尋ねいたします。

以上であります。

- ○議長(明和善一郎君) 総務課長 松本良樹君。
- ○総務課長(松本良樹君) 7番竹島議員の、高齢者の交通事故防止についてのご質問に お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢運転者による交通事故は大きな社会問題となっており、運 転免許証の返納は一つの解決策でもあります。

村では、運転免許証の自主返納を促進するため、平成22年度から舟橋村高齢者運転 免許自主返納者生活支援事業を実施いたしまして、運転免許証を自主返納した65歳以 上の方には、交通費、通院費の支援として、月額4,000円を5年間支給しておりま す。

受給者数は、平成22年度から先月末までの間に、41名の方が受給されておられます。また、現在に至るまで、村内在住の高齢者の方が交通事故の加害者になったという報告は受けておりませんので、一定の成果はあると考えております。

しかし一方、上市警察署によりますと、平成 28 年 6 月 1 日現在で、村内の 70 歳以上の運転免許証保有者は 180 名と、依然として多くの方が車の運転をしておられます。その背景には、車がないと日常生活が不便であるという実態で、このことが大きな理由であり、村が 5 年間、毎月 4 , 000 円を支給すれば解決するものでもなく、一つの施策に過ぎないと考えております。

この課題解決のためには、地域や関係者の支え合いが大変重要になってまいります。 本村の社会福祉協議会では、免許証のない方が利用できる2つのサービスを行っており ます。

1つは、外出支援サービスでありまして、車を運転できない村民で家族から支援を受けることが困難な方を対象に、村内の施設や店舗への送迎を行っているサービスでありあます。利用人数を申し上げますと、サービス開始の平成26年度は48名、27年度は91名、28年度は2月末の段階で192名となっております。この事業はボランテ

ィアによる住民福祉サービスでありますが、広報や口コミにより利用者数は増加中であります。

もう一つは、ファミリーサービスでありまして、日常生活で身の回りの世話などが必要な方を対象に、ヘルパーが家事などのほかに買い物の代行や通院などの付き添いを行うサービスであります。利用実人数は、サービス開始の平成26年度が7人、27年度が18人、28年度が17人の方が利用されております。

議員が提言されました、多角的な視点で免許返納の促進につながる具体的な施策を検討すべきであることでありますが、具体策を検討するに当たり、さきに述べましたとおり、社会福祉協議会と連携した事業を展開しつつ、ニーズの把握・事例研究に努めながら、運転免許証がなくても安心して住みなれた地域で生活できるように、高齢者による交通事故の抑止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁といたします。

- ○議長(明和善一郎君) 村長 金森勝雄君。
- ○村長(金森勝雄君) 7番竹島議員さんのご質問にお答えをいたします。

初めに、財政の健全化に対する質問であります。

ご質問にあります、去る2月16日に報道発表を行った平成29年度当初予算案の中で、総合戦略を具現化する各種プロジェクトに対する村財政への影響に関した記者からの質問がありましたので、現時点では、実質公債費比率が15%を上回ることはないと見込んでおり、財政に著しく影響を及ぼすことは考えていない旨をお答えしたところであります。

ご承知のとおり、実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき毎年度算定しているものでありまして、将来負担比率とあわせて、地方公共団体の財政健全化を判断する指標とされているところであります。また、毎年度の決算認定に当たり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率につきましては、監査委員さんからの一般会計等財政健全化審査意見書を付して報告をいたしまして、決算の認定をお願いしているところであります。また、ご質問もありましたとおり、収入に対する借金返済額の大きさを示すものとも表現されておりまして、本村では、かねてから財政再生基準であります25%、起債許可団体の基準となります18%を下回る15%を健全化の指標比率として用いております。

さて、村長就任以来、大変厳しい財政状況のもと、歳出削減や村債新規発行の抑制等をはじめとする適切な行財政運営に取り組む一方で、このような状況下にあっても、議員各位のご理解とご協力をいただきまして、庁舎の耐震化、舟橋小学校の耐震化及び増築改修事業並びに舟橋中学校の増改築事業等の大型プロジェクトや第4次総合計画の実現に向けた各種事業については、本村の重点プロジェクトと位置づけをいたしまして、優先的に事業の遂行をしてまいりました。さらには、平成27年10月に舟橋村総合戦略を策定いたしまして、現在、国の地方創生交付金を活用しながら、5カ年にわたる各種プロジェクトを展開しているところであります。

本村における実質公債費比率の推移でありますが、平成18年度、制度開始以降、3カ年の平均値で最も高い年度が平成21年度の16.9%、次いで翌平成22年度の15.4%となっております。その後は順次12%から13%台で推移いたしまして、今年度につきましては、去る9月議会でご報告申し上げたとおり、11.0%となっております。年々低下した主な要因といたしましては、舟橋中学校や舟橋会館建設に係る起債の償還終了や一部事務組合の地方債に係る負担金の減少等によるものであります。今後の見込みにつきましては、さきに述べました各種プロジェクト事業費等にかかる起債の償還が順次開始する影響から上昇に転じるものと見込んでおり、向こう10年間の予測では、平成32年度に15.0%のピークを迎えるものと見込んでおります。

このような本村の状況から当初予算発表時においてお答えいたしたわけでありまして、算定項目にあります地方交付税(普通交付税)については、国の政策(地方財政計画)に関連して交付されるものでありますので、結果的には実質公債費比率についても少なからず影響があるものと見込んでいるものであります。

いずれにいたしましても、今後とも健全財政堅持のため、経済情勢や国の財政状況の 動向に注視するとともに、引き続き国・県補助金等の有効活用や、村債の新規発行に際 しましても交付税措置が見込まれる財政的に有利な村債を発行するなど、将来にわたる 負担の軽減を図ってまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、病児・病後児保育についてのご質問にお答えをいたします。

舟橋村の持続可能なまちづくりの遂行には、子育て世代の転入促進と出生率向上を図ることが最重要課題であり、質の高い子育て支援サービスの提供が求められております。

本村が昨年4月に保育所を民営化いたしました大きな理由は、子育て支援サービス環境の充実を図ることであり、その観点から、現在、英会話教室や体調不良児保育などを

実施しております。

議員ご質問の病児・病後児保育でありますが、病児保育には、病児保育、病後児保育、 体調不良児保育があるのであります。

まず、病児・病後児保育は、病気または病気の回復期のため集団保育が困難なお子さんで、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に、看護師・保育士付き添いのもとでお子さんをお預かりするサービスであります。

次に、体調不良児保育は、保育中に微熱を出すなど体調不良となったお子さんを、看 護師付き添いのもと、保護者が迎えに来るまでの間お預かりするサービスであります。

富山市で実施しております病児保育は、お迎え型体調不良児保育事業でありまして、 体調不良児保育を実施していない保育所・園におきまして、発熱等の体調不良により保 護者の迎えが必要となっている子どもを、勤務の都合で迎えに行けない保護者にかわっ て、公立保育所であります西田地方保育所の職員が迎えに行き、かかりつけ医受診後に 西田地方保育所で保護者が迎えに来るまでお預かりするサービスで、利用料金は1回2, 000円プラス交通費が加算されております。

本村では、平成28年度から、ふなはし保育園において既に体調不良児保育を開始しておりまして、保育時間中に体調を崩し、かつ保護者が勤務の都合ですぐに迎えに来られない場合であっても、ふなはし保育園の一角に開設された体調不良児保育室で、看護師付き添いのもと、安心できる保育環境の中でお子さんをお預かりするサービスを無料で実施しているのであります。

ご質問にあります今年4月からサービスを提供する富山市のお迎え型体調不良児保育と比較しますと、体調を崩したお子さんを別の場所に移したりする必要もなく、いつもなれ親しんでいる保育園の一角で、見なれた職員に見守られながら保護者の迎えを待っていることができます。昨年4月から今年2月までの利用実績は173人、月平均15人から16人となっております。

また、平成30年度の認定こども園化にあわせて、病児・病後児保育の開始も予定しており、保護者の期待も高まっているところであります。

なお、病児・病後児保育につきましては、家庭の事情等により村外の保育所・園、認定こども園に通園しているお子さんや小学校低学年のお子さんも利用できるよう、現在、保育園の経営者である富山YMCAと協議を進めているところであります。

ただいま説明したとおり、本村が提供する子育て支援サービスは、近隣市町に劣るこ

とは決してないものと思っております。また、現在県内の15市町村で医療費や保育料の無料化などさまざまな子育でサービス事業を実施しておりますが、小規模自治体である我が村では、取り組む事業の競合化にとらわれることなく、本村が目指している子育で共助のまちは、行政が提供するサービスで補えない部分を地域の皆さんで支え合いにより補完することができる体制づくりであり、安心して子育でができる環境づくりであると認識しているものであります。

今後とも本村の総合戦略に掲げている各種事業を着実に遂行することで子育てしやすい環境を整備してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

- ○議長(明和善一郎君) 竹島貴行君。
- ○7番(竹島貴行君) ただいまの答弁を聞いていて、1点だけちょっと再質問をさせて いただきます。

その前に、村長の述べられた財政運営についてでありますが、釈迦に説法だと思いますが、先を見通しながら村の健全財政の維持をお願いしたいものであります。

それから、今答弁で言っていただきました子育で支援につきましてでありますが、これも近隣の市町に劣ることのないサービスであると。今後、人口減少の時代に入ってきている中で、舟橋村でならという、舟橋村でもう1人という、そういう事業展開をしていくということ、これは私も大いに賛同するものでありまして、子育で環境の充実化を図りながら、周りには負けない、舟橋村なら安心だよということを、子育てをする保護者の皆さんに理解していただけるように取り組んでいっていただきたいと思います。

さて、その質問ですが、最後の質問で、高齢者の件であります。

先ほど総務課長から、5年間の交通費の補助、支援というふうな話がありました。これは5年間というふうになりますと、5年を過ぎると何も出ないよと。それまで支援を受けて何とかあちこち出かけていた人が、それがなくなることによって、5年たって病気になって動けなくなっていけばこれはまた別なんですが、5年間というその区切りというのは、今後において検討を要する点ではないかというふうに考えます。

それから、先ほど村内の送迎サービスを社会福祉協議会に委託して行っているという 話がありました。この舟橋村というのは日本一面積の小さな村であります。これが村内 だけに限ると非常にサービスが、やっぱりレベルが縮小してしまうというふうに感じる わけです。 本当は、高齢者の皆さんは、何で車がないと生活に支障を来すかと。それは、やはり 村外へ出かける頻度がかなり多いという、そういうことではないかというふうに思いま す。

高齢者の皆さんの生活の足を確保するという意味でも、今ある規制、この送迎サービスにも一応規制がかかっております。この点を舟橋村では、この規制があるとできないということを県や国に訴えて、規制を緩和していただきまして、舟橋村独自の交通支援サービス等が展開できないものかなというふうに考えましてこの質問をしたわけでありますが、この点について再度答弁を求めるものであります。

よろしくお願いします。

- ○議長(明和善一郎君) 総務課長 松本良樹君。
- ○総務課長(松本良樹君) 今ほど竹島議員さんの再質問にございました規制緩和、まず 1つ目、5年間という期間のお話、それと村外に出向くための規制緩和が必要ではない かといった質問だと思います。

これにつきましては、村外の高齢者の方の実態、活動範囲ですとかそういったものを十分把握しまして、どういったことができるのかといったことを今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしまして、答弁といたします。5年間の期間につきましては、これについても、この後ちょっと検討させていただきたいと思います。